

体育関係主要通知・通達

体育的活動時における事故防止について (通知)

〔教保体第10号〕
〔令和2年4月1日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところでありますが、年度始めに当たり、活動計画や安全対策等を見直すとともに、下記の事項に留意の上、施設・設備等を点検し、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すよう御配慮願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

記

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の 励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

2 気象条件に留意した計画と指導

近年、夏季に限らず、高温多湿の環境下での体育活動時に「熱中症」が発生していることから、令和元年8月23日付け教保体第939号「体育的活動時の熱中症事故の防止について(通知)」を確認の上、運動会等の体育的行事も含め、実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てる際には、最高気温が35℃以上の予報が出された場合の対応(活動の中止、延期、見直し)も検討し、児童・生徒の安全確保を最優先とすること。

また、指導に当たっては、気温が35℃以上となった場合には、原則として活動を中止とすること。気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じるとともに、早期の発見、適切な処置に努めること。特に、活動場所に温度計や湿球黒球温度計(WBGT)を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。

3 危険発生の予測と安全確保の徹底

平成28年10月3日付け教保体第1297号「積極的な気象情報の入手と活用について(通知)」を活用し、体育的活動の前だけでなく、活動中の気象の変化に対応できるようにしておくこと。

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象条件に十分留意して、運動の内容や方法を決めること。屋外での活動中、遠くに雷鳴が聞こえるなど、落雷や強風・竜巻等の予兆や情報があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止(計画の変更や中断・中止の規準、及びそれを判断する責任者を決めておくこと)し、明らかに危険性がなくなるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、活動前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、常に健康状態を把握すること。また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導を行うこと。

5 健康相談や健康診断結果の活用

マラソン大会や強歩大会等の学校行事を実施する場合は、平成31年2月21日付け教保体第1675号「持久走・強歩大会等の事故防止について(通知)」を確認の上、健康診断結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。また、教職員・児童生徒を対象に、実践的な救急法講習会等を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう努めること。

7 水泳指導時における事故防止の徹底

昭和51年5月27日付け教体第271号「『水の犠牲者をなくす運動』の推進について(通知)」、令和元年5月9日付け教保体第242号「水泳等の事故防止について(通知)」等を確認の上、プールの安全点検を徹底し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すこと。体育・保健体育の授業におけるスタート時の水泳指導については、学習指導要領に即して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

また、部活動においても、個人の能力に応じた段階的な取扱を重視し、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

なお、水泳指導については、必ず複数の教員で行い、監視や指導の役割をはっきりさせること。

8 運動会・体育祭等における事故防止の徹底

平成31年4月19日付け教保体第195号「運動会・体育祭等の健康安全、体育的行事における事故防止について(通知)」を確認の上、安全確保を最優先した指導計画の作成及び十分な練習時間を確保すること。また、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の種目については、児童生徒の発

達の段階及び実態に即した内容の選定を行うこと。

特に、組体操の実施に当たっては、令和元年7月12日付け教保体第720号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止（通知）」を確認の上、「俵積み等の平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界と考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等について掲載している「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考にすること。

また、危険性が低いとみられる種目であっても、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

9 学校周辺道路等を利用する際の安全確保の徹底

学校周回道路等を利用してランニング等を行う際には、交通安全はもとより、通行中の方々の安全にも十分留意すること。学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を禁止とすること。

10 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

- ・各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。
- ・救急体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底すること。
- ・AEDの設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。併せて校外活動においては、活動場所の広さや範囲に応じて、AEDを複数配置すること。
- ・AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- ・定期的にAEDのバッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- ・心肺停止が疑われる状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い使用すること。
- ・特に頭部の負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- ・事故発生時には、時系列に沿って、状況や対応を正確に把握し記録を残すこと。

11 日々における指導者の資質向上と、通知・通達の確認

県教育委員会等で実施する研修会や校内研修への参加を積極的に働き掛け、外部指導者を含めた運動部活動指導者としての資質向上に努めること。特に、危険が伴うような運動種目の部活動については、県立学校関係通知・通達集（平成30年度版）等を参照の上、事故防止について指導の徹底を図ること。

また、生徒への人権を軽視した発言や体罰を含む不適切な指導は絶対に行わないこと。

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

【参考】

- ・県教育局保健体育課ホームページ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」https://www.pref.saitama.lg.jp/f/2211/documents/300713_guideline.pdf
- ・「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx
- 【AED（自動体外式除細動器）貸出】
- ・県教育局保健体育課：県立学校対象（健康教育・学校安全担当：048-830-6964）

体育授業・運動部活動における事故防止の5則について

埼玉県教育委員会

1 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

- ・学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能、気象条件等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- ・定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

3 活動開始前の健康観察の実施

- ・活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己の健康状態や体力を知り、それに即して運動を実践することができるよう指導をすること。

4 活動中や活動後の声掛けと安全確認

- ・活動中や活動後は、児童生徒に常に声を掛け、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数が活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

5 事故発生時の迅速かつ適切な対応

- ・万一の事故発生時には、一人に対応することがないよう、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- ・特に、頭部への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- ・AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。

体育的活動時における事故防止について (通知)

〔教保体第463号〕
令和2年7月7日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
県立伊奈学園中学校長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところですが、部活動再開後、県立高等学校において、緊急搬送される事案が複数発生しております。

つきましては、下記事項について、改めて指導の徹底をお願いいたします。

また、令和2年4月1日付け教保体第10号「体育的活動時における事故防止について（通知）」及び令和2年6月23日付け教保体第313号「部活動再開後の段階的な活動の進め方（通知）」、「令和2年度学校体育必携第61号」(体育関係主要通知・通達)等を確認の上、活動計画や安全対策等を改めて見直し、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下中学校、高等学校及び特別支援学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 種目ごとの危険因子と事故防止のための具体的な対策を再確認すること

「運動部活動指導資料（三訂版）」(平成29年3月埼玉県教育委員会)に示してある種目ごとの日常の練習や競技会に内在する危険因子、事故防止のための具体的な対策を改めて確認し、指導者はもとより、活動する生徒とも共通理解を図って安全対策に万全を期すこと。

2 児童生徒の体調について配慮すること

生徒が頭痛など不調を訴えた場合には、練習への参加を見合わせ、見学をさせるなどの適切な処置をすること。さらに、頭部打撲等による頭痛症状がある場合は、セカンド・インパクト（二度目の衝撃）による重症化を防ぐことから、練習を休ませ医療機関へ受診させること。

3 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、緊急対応マニュアルの作成、検証を行うこと。

また、教職員・生徒を対象に、救急法講習会等を実施し、緊急時に冷静な対応が図れるよう努めること。

4 新入生の指導について

今年度の新入生は、3月からの臨時休業以前から、中学校の部活動が終了しており、体力や技術の低下が考えられる。そのため、部活動の

際には、上級生とは別の内容とする等、特に配慮すること。

学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)

〔教保体第720号〕
令和元年7月12日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の学校における体育活動中の事故防止につきまして御尽力いただき心から感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、別添(写)のとおりスポーツ庁政策課学校体育室から事務連絡がありました。

つきましては、事故防止等に関する文部科学省、スポーツ庁からの事務連絡を参考に、学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、適切な対応がなされますよう御指導をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

㊦ 学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について

〔事務連絡〕
令和元年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」(平成27年6月8日付け事務連絡)等を踏まえた、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事(運動会

等)、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施するべき」であること、「積積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いいたします。

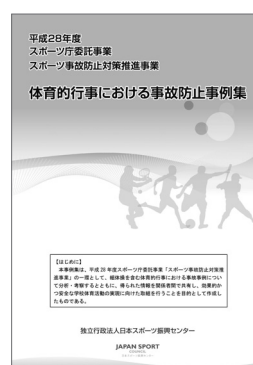
また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月)、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学

校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】

- ・「体育的行事における事故防止事例集」(平成28年度スポーツ庁委託事業)平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全小学校・中学校等に配布 (平成29年) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx



【熱中症の事故防止に関する参考資料】

- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成30年度スポーツ庁委託事業)平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター ※各教育委員会等に配布 (平成31年)



パンフレット



DVD

- ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成30年度スポーツ庁委託事業)平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全小学校・中学校等に配布 (平成31年) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx



【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】

- ・「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成26年度文部科学省委託事業)平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全学校等に配布（平成27年～28年）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx



【重大事故の情報提供】

- ・「学校安全ナビ」独立行政法人日本スポーツ振興センター年3回（3月・6月・9月）と9月には特別号も発行 ※全学校等に配布
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>



【運動部活動指導の参考資料】

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月スポーツ庁 ※全中学校・高等学校に配布（平成30年）
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/

013_index/toushin/1402678.htm

- ・「競技別運動部活動用指導手引」スポーツ庁ホームページに掲載 ※随時更新予定
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

別紙1

令和元年度（7月まで）に発生した学校体育活動中の死亡事故

発生月	校種	活動内容	事故の状況
4	中学校	部活動 (ソフトテニス)	チームメイトとランニングをしていたが、遅れ始め、途中でうずくまった。はじめは呼びかけに伝えていたが、けいれんとともに意識が遠のいた。 救急車到着までの間、AEDを装着するとともに胸骨圧迫を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3時間後、死亡が確認された。

㊦ 学校における体育活動中の事故防止等について

〔事務連絡〕
平成27年6月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
 各都道府県私立学校主管課
 附属学校を置く各国立大学法人担当課
 各国公立高等専門学校担当課
 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中

文部科学省スポーツ・青少年局
 参事官（体育・青少年スポーツ担当） 付

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところではありますが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いて発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資

料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

別添

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- ・学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成24年7月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成26年3月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ・柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成24年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- ・運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成25年5月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- ・プールの安全標準指針（平成19年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- ・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- ・「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(独)日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnspport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- ・「学校災害事故防止に関する調査研究」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- ・「学校の管理下における事故の統計情報や事例」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_

[school//tabid/1624/Default.aspx](http://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1624/Default.aspx)

- ・「教材カード」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

事故防止に関する通知

【学校体育全般】

- ・学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕

【武道関連】

- ・武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
- ・新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕
- ・学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕

【熱中症・落雷関連】

- ・熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
- ・落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
- ・熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕

【水泳プール関連】

- ・水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
- ・学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
- ・水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
- ・プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕

【運動部活動関連】

- ・運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕

【脳損傷関連】

- ・スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕
- ・学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- ・学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
- ・サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
- ・体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
- ・自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- ・連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
- ・冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
- ・女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
- ・いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方

針等について〔平成24年9月5日〕

別紙3

㊦ 組体操等による事故の防止について

〔事務連絡〕
平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に

対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体によっては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

別添1

組体操による事故の状況

（独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより）

1. 組体操による事故

- 医療費等の支給件数：平成23～26年度の間、年間8,000件を上回る（運動中の事故に占める割合：1.5%（平成26年度））
- 事故事例が確認できた支給実績（昭和44年度以降の総支給件数）
 - ・死亡見舞金：9件（組体操時の突然死2件を含む。）
 - ・障害見舞金：92件
- 学校種別では、小学校が占める割合が高い（平成26年度）
 - ・小学校が約6,300件で、組体操全体の73%を占める
 - ・医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は4番目に多い（組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い）

- 組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い（平成26年度）
- 2. 組体操の技別の状況（※平成26年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計）
- 医療費の支給件数
タワー（1,241件）、倒立（1,167件）、ピラミッド（1,133件）、肩車（640件）、サボテン（487件）
- 死亡見舞金支給事例（昭和44年度以降）
・確認できた事例9件のうち、
－練習時の突然死（2件）以外の7件中、3件がタワー
－約1mの高さからの転落により死亡した事例が2件（タワー、肩車）
- 障害見舞金支給事例（昭和44年度以降）
・確認できた事例92件のうち、
タワー29件、ピラミッド14件、肩車11件、倒立6件、サボテン5件等
- 負傷部位：
・「頭部＋頸部」の割合
肩車(27.8%)、タワー(25.6%)、倒立(13.2%)、
ピラミッド(10.9%)、サボテン(8.6%)
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)
- タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段（上中下段何れの段でも事故が発生）
・タワー：最下段16%、中段46%、最上段38%
・ピラミッド：最下段44%、中段35%、最上段21%
(注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

別添2

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- ・学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成24年7月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成26年3月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ・柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成24年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- ・運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成25年5月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- ・プールの安全標準指針（平成19年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm

- ・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- ・「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(独)日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- ・「学校災害事故防止に関する調査研究」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- ・「学校の管理下における事故の統計情報や事例」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1624/Default.aspx
- ・「教材カード」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx
- ・事故防止に関する通知
【学校体育全般】
- ・学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成27年6月8日〕
【武道関連】
- ・武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
- ・新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕
- ・学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕
【熱中症・落雷関連】
- ・熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
- ・落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
- ・熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕
【水泳プール関連】
- ・水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
- ・学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
- ・水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
- ・プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕
【運動部活動関連】
- ・運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕
【脳損傷関連】
- ・スポーツによる脳損傷を予防するための提言

に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕

- ・学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- ・学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
- ・サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
- ・体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
- ・自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- ・連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
- ・冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
- ・女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
- ・いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成24年9月5日〕
- ・体育活動中における紫外線対策について〔平成27年8月28日〕

学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、下記の手引、映像資料等を作成。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jvutsu/index.htm

<p>○柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月) <全小学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後の柔道の安全かつ円滑な実施のため、安全指導の配慮についてはもとより、より柔道の指導が充実できるように具体的な指導方法を示すものとして改訂。</p>	<p>○表現運動系及びダンス指導の手引(平成25年3月) <小学校・中学校・高等学校向け></p> <p>【概要】 発達段階に応じたダンスの授業に資するよう、学習指導要領の改訂の具体的な内容や各学年の指導内容を詳しく解説。実践欄においては、実際の授業づくりに活用できるよう、指導と評価の工夫として単元計画や単位時間の授業例を例示。</p>
<p>○水泳指導の手引(三訂版)(平成26年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 小・中学校の学習指導要領の体育・保健体育の「水泳系及び水泳」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう全面改訂。</p>	<p>○器械運動指導の手引(平成27年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 小・中・高等学校の学習指導要領の体育・保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう作成。また、付録として授業例の実践映像資料(DVD)を収録。</p>
<p>○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月) <全中学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 各学校の運動部活動において適切な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点等(7事項)を掲載。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成24年7月) <文部省HPで公開></p> <p>【概要】 スポーツ振興センターの災害共済給付の実績をもとって傾向を把握し、その中でも、死亡事故等の重大事故事例等を主として分析し、体育の授業及び運動部活動を中心として、学校における基本的な安全対策について作成。</p>
<p>○小学校体育(運動領域)デジタル教材(平成26年3月) <全小学校に配布></p> <p>【概要】 平成23年度から全面実施された体育の学習指導要領の内容を児童が意欲的に学べるように低学年・中学年・高学年それぞれ六つの領域の内容について映像で作成。</p>	<p>○柔道指導のための映像参考資料(平成26年3月) <全中学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 中学校・高等学校等の体育の授業における柔道指導の安全かつ効果的な実施のため、平成25年3月に作成した「柔道指導の手引(三訂版)」の掲載内容を映像資料として作成。</p>
<p>○リズム系ダンス指導のための映像参考資料(平成26年3月) <全小学校・中学校・高等学校に配布></p> <p>【概要】 「表現運動系及びダンス指導の手引」に掲載する事例のうち、全国の状況等を踏まえて、小・中・高等学校でのリズム系ダンスの指導にかかるとの映像資料として作成。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(平成26年3月)<全小・中・高等学校に配布></p> <p>【概要】 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を中心に、体育活動中の事故を防止するために留意すべき事項等を映像資料として作成。</p>

【平成24年度以前に作成】

- 多様な動きをつくる運動(遊び)ハンドブック (平成21年3月)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」(DVD付き) (平成22年3月)
- 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて (平成22年3月)
- 教師用指導資料「小学校体育(運動領域)まるわかハンドブック」(低・中・高学年用) (平成24年5月)
- 学校体育実技指導資料第7集「体つくり運動(改訂版)」(平成24年7月)

(独) 日本スポーツ振興センターにおいて作成した学校における事故防止に関する参考資料

<p>情報誌「学校安全ナビ」</p> <p>学校災害防止のための有効な情報調査・研究成果などを学校関係者を中心にわかりやすく年に4回発行</p>	<p>「学校安全・災害共済給付ガイド」</p> <p>学校安全部の業務全般を紹介</p>	<p>「学校の管理下の災害」</p> <p>学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点と負傷・疾病の基本統計</p>
<p>「熱中症を予防しよう」</p> <p>熱中症対応フローをはじめ熱中症予防の原則等を見直し、「熱中症予防のための啓発資料」をリニューアル</p>	<p>「体育活動における熱中症予防」</p> <p>熱中症の事故事例を基に予防対応の手当の方法、発生状況や傾向など、予防に必要な事項と指導のポイントなどを掲載</p>	<p>「学校の管理下における歯のけがが防止必須」</p> <p>子どもたちの歯のけがから守るための知識を深めていただくために、学校生活の管理と指導に役立つ情報を掲載</p>
<p>「学校における突然死予防必携」</p> <p>医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理及び指導の在り方等を具体的に示した。突然死の予防を図るための必携書</p>	<p>「体育活動における頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」</p> <p>「頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>	<p>「学校における固定遊具による事故防止対策」</p> <p>「学校等における固定遊具の事故防止対策の実状調査」及び「安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>
<p>「課外活動における事故防止対策」</p> <p>「体育的部活動における負傷・疾病の実態分析、実状調査」及び「体育的部活動のけが防止プログラム」を掲載</p>	<p>「学校における水泳事故防止必携」</p> <p>学校における水泳指導や水辺活動に関する学校関係者のための事故防止書</p>	<p>「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(報告書)</p> <p>全国的な事故事例・事故防止に関する最新の知見等についてのセミナーの内容を掲載</p>
<p>「スポーツ事故防止ハンドブック」</p> <p>その時どうする？ ・突然死 ・頸部外傷 ・熱中症 ・歯のけが ・眼の外傷</p>	<p>「スポーツ事故防止Q&A解説集」</p> <p>・スポーツ事故の状況 ・突然死 ・緊急時の体制づくり ・応急手当 ・心肺蘇生 ・熱中症 など</p>	<p>「その時あなたは」(DVD)</p> <p>①運動の5分間その時あなたは ・有傷者を救うために ・2体育活動による頸部・顔部外傷・発生時の対応</p>

<http://www.jmsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>
<http://www.jmsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>

別紙4

「体育的行事における事故事例防止事例集」抜粋

【トピックス1】 組体操における事故防止の留意点 より

Ⅱ 事故事例を踏まえた事故防止の留意点

(2) 運動会・体育祭で実施する組体操は高さを求めない

普段から組体操のトレーニングを積んだ集団であれば話は別だが、運動会・体育祭で行う組体操のように、直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべきである。安全を重視した組立体操は補助者の手の届く高さで実施するべきであり(図2, 3)、特に小学校において3段以上のタワーを実施することは避けた方がよい。では高さを求めず横に広げる方法にシフトチェンジしてはどうか。図4, 5のように意外と迫力のある組立技となり、また人数が多くなればなるほど全体でタイミングを合わせる事が難しく、完成させることが難しくなる。高さを追求しなくても、十分に達成感を感じることが出来るはずである。



図4 横に広げる組立技の例①



図5 横に広げる組立技の例②

Ⅳ 主な種目についての指導方法

(1) タワーについて

上段まで手が届かず確実な補助の出来ない3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、

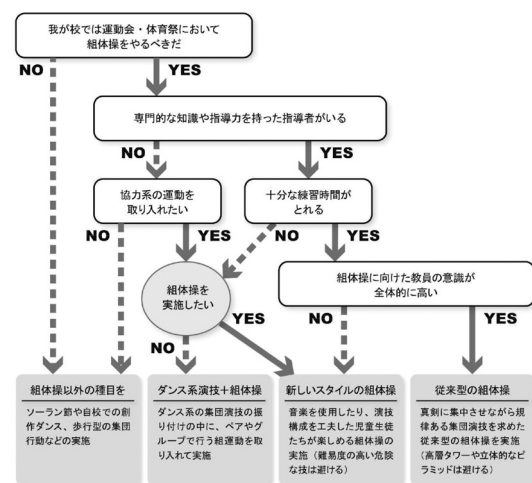
安全面から考えると避けるべきである。中学生以上において、十分な練習時間が確保出来ることや、上段・中段・下段と体格の揃ったメンバーがいるなど条件が整えばチャレンジすることは出来るが、組立時の姿勢や腕の組み方などしっかりとした指導方法を取らなければ危険である。

(3) ピラミッドについて

近年、立体的な巨大なピラミッドが運動会・体育祭で実施されるようになったが、これは安全面から考えると避けるべきである。組み立てるのに時間がかかり、下段の土台を担当している者に長い間相当な負担がかかること。高層ピラミッドになると、上段の者が転落した時に補助に入れないこと。万一崩れた際に中央部にいる者たちには補助の手が届かない。崩れた際に中央部の者たちには逃げ場がなく下敷きになること。などが理由である。

表積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える。練習としては、まずは2段から始め、確実な3段ピラミッドを作ることが必須となる。

Ⅲ 実施にあたってのフローチャート



運動会・体育祭等の健康安全， 体育的行事における事故防止について（通知）

〔 教保体第185号 〕
〔 令和2年5月8日 〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の事故防止について、十分な準備と的確な対応に厚く御礼申し上げます。さて、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による臨時休業中ではありますが、運動

会・体育祭等の健康安全， 体育的行事について、実施の有無も含め、内容等を検討されていることと存じます。

つきましては、下記の事項に御留意の上、今後実施予定の運動会・体育祭等の健康安全， 体育的行事における事故防止に万全を期すよう御配慮をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管内各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 児童生徒の実態に即した種目の選定

運動会・体育祭等の健康安全， 体育的行事においては、児童生徒の発達の段階及び実態に即した種目及び内容を選定すること。

また、危険度が低いとみられる種目であっても、適切な人数の教員を配置するなど、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

2 十分な練習時間の確保と計画的な指導の実施

児童生徒の安全確保を最優先した指導計画を作成するとともに、十分な練習時間を確保すること。

3 危険発生時の予測と安全確保の徹底

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象状況に十分留意して、運動の内容や方法を決めること。屋外での活動中に強風、落雷や竜巻等の予兆があり、少しでも危険性がある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性が無くなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、行事前の臨時的健康診断や活動開始前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、健康状態を把握すること。

また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導すること。

5 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。

また、教職員・生徒を対象に、救急法講習会等を実施し、心肺蘇生法やAEDの使い方を身に付けておくこと。

6 事故発生時の迅速かつ適切な対応とAEDの設置及び携行

各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。

AEDの設置場所を必ず表示し、外部の方にも分かるようにすること。特に体育的行事においては、AEDを携行すること。(状況に応じて、複数台を用意すること。)

7 AEDの使用方法的確認と定期点検

AEDの操作方法について毎年度、定期的
に実技講習等を行うとともに、定期的にAEDの
バッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、
いつでも使用可能にしておくこと。

8 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

心肺停止状態の疑いのある状況では、躊躇す
ることなくAEDを使用すること。

また、心肺機能の回復が確認されるまで、A
EDの音声指示に従い複数回使用するとともに、
事故発生時には時系列に順じて、状況や対応を
正確に把握し記録を残すこと。

※ 令和元年度に実施しました「運動会・体育
祭等における組体操・騎馬戦等の調査につい
て」の結果を、別紙1～3にて再度お知らせ
いたします。（令和元年6月28日付け教保体
第668号にてお知らせ済み）

つきましては、別紙資料及び各校の児童生
徒の実態等を基に、今年度の計画立案や安全
対策等の見直しの参考にしてください。

「運動会・体育祭等における組体操，騎馬
戦等の調査」の結果について（通知）

〔教保体第404号〕
〔令和2年6月29日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の事故防止について、十分な
準備と的確な対応に厚く御礼申し上げます。さ
て、令和2年4月8日付け教保体第52号におい
て依頼しました「運動会・体育祭等における組
体操，騎馬戦等の調査について」の結果を別紙
1～3にてお知らせいたします。つきましては、
別紙資料及び各校の児童生徒の実態等を基に、
今年度及び来年度の計画立案や安全対策等の見
直しの参考にしてください。

また、別添写し（令和2年5月8日付け教保
体第185号）の内容に御留意の上、今後実施予
定の運動会・体育祭等の健康安全，体育的行事
における事故防止に万全を期すよう御配慮をお
願ひいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、
貴管内各学校に周知くださるようお願いいたし
ます。

【参考資料】

・平成28年度「体育的行事における事故防止事
例集」

独立行政法人日本スポーツ振興センター
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/
anzen/anzen_school/28jireisyu.pdf

・平成29年9月号「組体操による事故を防ぐた
めに」

独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/
anzen/kenko/pdf/card/H29/H29_9_3.pdf

別紙 1

運動会・体育祭等における組体操の実施状況調査結果

【小学校】

	平成30年度 (704校中)	令和元年度 (703校中)	令和2年度 (703校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	562 (79.8%)	569 (80.9%)	444 (63.2%)	+7 (1.1%)	-125 (-17.8%)
ピラミッド実施校数	477 (67.8%)	479 (68.1%)	374 (53.2%)	+2 (0.4%)	-105 (-14.9%)
6段以上のピラミッド実施校数	17 (2.4%)	11 (1.6%)	2 (0.3%)	-6 (-0.9%)	-9 (-1.3%)
タワー実施校数	330 (46.9%)	276 (39.3%)	217 (30.9%)	-54 (-7.6%)	-59 (-8.4%)
4段以上のタワー実施校数	18 (2.6%)	9 (1.3%)	5 (0.7%)	-9 (-1.3%)	-4 (-0.6%)

【中学校】

	平成30年度 (357校中)	令和元年度 (356校中)	令和2年度 (357校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	68 (19.0%)	60 (16.9%)	32 (9.0%)	-8 (-2.2%)	-28 (-7.3%)
ピラミッド実施校数	63 (17.6%)	55 (15.4%)	29 (8.1%)	-8 (-2.2%)	-26 (-7.3%)
6段以上のピラミッド実施校数	7 (2.0%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	-2 (-0.6%)	-4 (-1.1%)
タワー実施校数	42 (11.8%)	40 (11.2%)	21 (5.9%)	-2 (-0.5%)	-19 (-5.4%)
4段以上のタワー実施校数	4 (1.1%)	3 (0.8%)	2 (0.6%)	-1 (-0.3%)	-1 (-0.3%)

【高等学校等】（公立高等学校・公立特別支援学校）

	平成30年度 (179校中)	令和元年度 (179校中)	令和2年度 (179校中)	増減 (H30とR1の比較)	増減 (R1とR2の比較)
組体操実施校数	17 (9.5%)	15 (8.4%)	12 (6.7%)	-2 (-1.1%)	-3 (-1.7%)
ピラミッド実施校数	15 (8.4%)	11 (6.1%)	8 (4.5%)	-4 (-2.2%)	-3 (-1.7%)
6段以上のピラミッド実施校数	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-1 (-0.6%)	+0 (0.0%)
タワー実施校数	11 (6.1%)	11 (6.1%)	7 (3.9%)	+0 (0.0%)	-4 (-2.2%)
4段以上のタワー実施校数	4 (2.2%)	3 (1.7%)	2 (1.1%)	-1 (-0.6%)	-1 (-0.6%)

※1 組体操には、ピラミッドやタワーをはじめ、2～3人で組む創立なども含む。
※2 組体操実施校数は、単独でピラミッド又はタワーを実施した学校と、その両方を実施した学校を含む。
※3 令和2年度は計画数である。

別紙 2

令和元年度 組体操におけるピラミッド、タワーによる怪我の発生状況
(練習中を含む)

【小学校】703校中（義務教育学校前期課程含） ※（ ）内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	479(+2)	34(+3)	7.1%(+0.6)
タワー	276(-54)	22(-2)	8.0%(+0.7)

<怪我の内訳>

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	5(-2)	0(0)	32(-6)	12(+3)	53(+1)	2(+2)	104(-2)
タワー	0(-3)	0(0)	21(-9)	7(+1)	24(+2)	0(0)	62(-9)
入院件数※	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

【中学校】356校中（義務教育学校後期課程含） ※（ ）内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	60(-3)	19(-6)	31.7%(-8.0)
タワー	40(-2)	5(-5)	12.5%(-11.3)

<怪我の内訳>

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	4(-2)	0(0)	26(-9)	11(+1)	34(-26)	0(-1)	76(-37)
タワー	3(+2)	0(0)	5(-5)	0(-3)	4(-3)	1(-2)	13(-11)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

【高等学校、特別支援学校】179校中 ※（ ）内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
ピラミッド	11(-4)	1(-2)	9.1%(-10.9)
タワー	11(0)	1(-1)	9.1%(-9.1)

<怪我の内訳>

種目	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
ピラミッド	1(0)	0(0)	1(-4)	0(-2)	0(-3)	0(0)	2(-9)
タワー	0(0)	0(0)	1(-1)	0(-1)	0(0)	0(0)	1(-2)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

※入院件数は、ピラミッド、タワーの合計した数の内数。

別紙3

令和元年度 騎馬戦、ムカデ競走、棒倒し等による怪我の発生状況
(練習中を含む)

【小学校】703校中(義務教育学校前期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	256(-39)	36(-9)	14.1%(-1.2)
ムカデ競走	20(+3)	2(+2)	10.0%(+10.0)
棒倒し等	14(0)	2(0)	14.3%(0)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	4(-4)	0(0)	11(0)	2(0)	36(-30)	5(+3)	58(-31)
ムカデ競走	0(0)	0(0)	1(+1)	0(0)	2(+2)	0(0)	3(+3)
棒倒し等	0(0)	0(0)	4(+4)	1(+1)	6(-12)	0(0)	11(-7)
入院件数※	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

【中学校】356校中(義務教育学校後期課程含) ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	16(-3)	5(-1)	31.3%(+0.1)
ムカデ競走	231(+5)	114(-6)	49.4%(-3.7)
棒倒し等	11(+2)	6(0)	54.5%(+12.2)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	0(-1)	0(0)	2(+2)	0(0)	14(+2)	0(0)	16(+3)
ムカデ競走	8(-2)	0(0)	36(+4)	63(+33)	726(-182)	4(+3)	837(-144)
棒倒し等	0(0)	0(0)	3(+1)	2(+2)	17(+8)	0(0)	22(+11)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(+1)

【高等学校、特別支援学校】179校中 ※()内はH30比

種目	実施校数	怪我の発生校数	発生した学校の割合
騎馬戦	50(-2)	12(-1)	24.0%(-1.0)
ムカデ競走	56(-1)	12(-2)	21.4%(-3.2)
棒倒し等	24(+6)	11(+1)	45.8%(-9.8)

<怪我の内訳> ※()内はH30比

	骨折	脱臼	打撲	捻挫	擦過傷	その他	計
騎馬戦	0(-1)	0(0)	7(-2)	2(-1)	22(+10)	6(+1)	37(+7)
ムカデ競走	0(0)	0(0)	1(0)	6(+3)	66(+6)	0(-1)	73(+8)
棒倒し等	0(-3)	1(+1)	10(-14)	0(-4)	32(-13)	6(+2)	49(-31)
入院件数※	1(+1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(-1)	1(0)

※入院件数は、騎馬戦、ムカデ競走、棒倒し等の合計した数の内数

持久走、強歩大会等の事故防止について (通知)

〔教保体第1675号〕
〔平成31年2月21日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃、特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成27年度に発生した県立高等学校における強歩大会の事故については、過日結審し、その中で「予め適切な救護体制を構築する注意義務があったのにこれを怠った過失を認めることができる」との指摘がありました。

つきましては、各学校における持久走、強歩大会等の開催に当たっては、平成30年4月2日付け教保体第21号「体育的活動時における事故防止について(通知)」及び「平成30年度学校体育必携第59号」(体育関係主要通知・通達)等を確認するとともに、下記の内容を十分検討の上、事故防止及び緊急時の対応について万全の救護体制を構築するようお願いいたします。

また、参考資料として、事故発生時を想定した研修会の実践例を添付しております。各学校におけるAED研修会や心肺蘇生法研修会等が、連絡体制の確認や実際の場面を想定した実践的

な取組となるよう参考としてください。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 開催内容や運営方法について

(1) 走行距離や制限時間等の検討

持久走、強歩大会等を開催するねらいや目的を明確にし、参加する児童生徒の能力や身体的負担等を考慮し、毎年度、走行距離や制限時間等について見直しを検討する。

(2) コースの検討

学校の周回路や校外における活動を実施する際には、あらかじめ活動場所の下見を行い、コース上の危険箇所や救護活動の妨げになるような障害の有無について確認し、必要に応じた対策を講じる。

その際、コース上に児童生徒の集団や一般の自転車、歩行者等が走行していることなどを踏まえた上で、AED等の設置場所や搬送ルート、搬送手段や方法などを具体的に検討する。

(3) 活動時期の検討

近年の急激な気象条件(落雷・強風・大雨・高温等)の変化に鑑み、ねらいや目的、活動内容等に適した活動時期について検討する。

2 生徒の体調等に応じた適切な指導について

(1) 児童生徒の健康状態等の把握

授業における長距離走や持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、日常の健康観察とともに、活動前・活動中、活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、健康状態や配慮すべき事項等を把握する。

(2) 健康相談や健康診断結果等の活用と情報共有

持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、健康診断の結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細やかな健康管理に努め、健康状態や配慮すべき事項等については、教職員間で情報を共有する。

(3) 参加する児童生徒への配慮

参加する児童生徒の体力や能力、健康状態等によっては、個別に走行距離や制限時間等の設定を軽減したり、参加を見合わせたりするなどを慎重に判断し、安全に活動が行われるよう配慮する。

3 事故発生に備えた具体的な対応策等について

(1) AEDの設置について

持久走、強歩大会等を実施するに当たっては、活動の広さや範囲に応じて、AEDを複数台携行し、コース上の適切な場所に配置する。

(2) 救護体制の構築について

ア 「緊急時対応マニュアル」の作成及び検証について

事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「緊急時対応マニュアル」を作成する。
また、開催内容や運営方法等の見直しを図る際には、同時に「緊急時対応マニュアル」の検証も行い、常に迅速かつ適切な対応がとれるようにする。

イ 指揮監督者及びその代理者の決定について

救護体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底を図る。

ウ 通報や指揮連絡体制の徹底について

事故発生を覚知した教職員が必要に応じて速やかに119番通報や指揮監督者に連絡したり、指揮監督者が事故現場に近いAED設置場所に常駐している教職員に連絡したりできるように、全教職員に携帯電話の携行を義務付けるなど、連絡手段を整備する。

また、事故を覚知した教職員が報告する内容や指揮監督者が聞き取りをすべき情報（学年、クラス、氏名、事故の状況、傷病者の様子など）を迅速かつ円滑に伝達しやすい記録用紙などを作成し、「緊急時対応マニュアル」に差し込んでおく。

エ 搬送ルートや搬送手段、方法の検討と周知について

コース上の障害等を踏まえ、一般道も含めたAED等の搬送ルートや搬送手段、方法を決めた上で、コース図などに明示するなどして教職員への周知徹底を図る。

オ 救急法講習会等の実施について

教職員・児童生徒を対象に、定期的な救急法講習会等を開催し、緊急時にAEDの使用を含めた迅速かつ適切な対応が図れるよう努める。

その際、緊急連絡体制に沿った情報伝達、組織的な指揮系統、AEDの搬送ルートや搬送手段、方法などについて、活動現場を想定した実践・確認を行うようにする。

体育活動及び運動部活動における事故防止の徹底について（通知）

（教保体第354号）
平成25年6月7日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

体育活動及び運動部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、4月末、県西部の県立高等学校の運動部活動中、学校に隣接する道路において、ハンマー投げの練習をしたことにより、部員同士の重傷事故が発生いたしました。

このことについては、5月の県立高等学校長協会理事会で、別紙の通り指導をお願いしたところですが、このたび、県南部の県立高等学校において、上記同様、学校に隣接する道路で、メディシンボール（重さ4kg）を使用した練習をしたことにより、一般県民の方に大怪我を負わせる重大事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、体育活動及び運動部活動における安全対策及び指導体制等を再点検するとともに、下記事項について、指導の徹底をお願いします。

記

- 1 今後、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出での「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を、禁止とすること。
- 2 学校周回の道路を利用してランニング等を行う際には、通行中の方々に配慮するとともに、安全に十分留意すること。

サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）

（教保体第767号）
平成25年9月6日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育活動及び運動部活動における事故防止については、日頃から御配慮いただいているところですが、平成25年9月4日付け、文部科学省スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、これまでも通知等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

㊦ サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）

（事務連絡）
平成25年9月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）

サッカーゴール等の転倒による事故防止については、当省では、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月）、「学校における体育活動中の事故防止について」（平成24年7月）において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、本年度、当省で把握できたものでも、体育活動、スポーツ活動中において、サッカーゴールのクロスバーに生徒がぶら下がり、ゴールが転倒したために生徒が死亡するなどの重大な事故が複数発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願い計らい願います。

別添

サッカーゴール等の取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

【主な記載内容】

- ・移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒

しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。

- ・サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月改訂）

【主な記載内容】

- ・サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

（教保体第1771号）
平成29年1月16日

市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、体育活動及び運動部活動における事故防止について、日頃から御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、平成29年1月13日付けでスポーツ庁政策課学校体育室から、別添写しのとおり通知がありました。

このことにつきましては、平成25年9月6日付け教保体第767号「サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について（通知）」、平成28年3月31日付け教保体第2043号「体育活動時における事故防止について（通知）」等により事故防止の徹底をお願いしてまいりましたが、改めて、児童生徒、指導者、その他の関係者に対して、事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検を確実に実施し、事故防止のための措置に十分御留意いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

㊦ ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（通知）

（事 務 連 絡）
平成29年1月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 } 御 中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるととも

に、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

※別添資料は H25. 9. 6教保体第767号と同一のため省略

運動部活動時等における事故防止の徹底について（通知）

（教保体第550号）
平成21年6月29日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

運動部活動等における事故防止については、日ごろより御配慮いただいているところでございますが、平成21年度においても、学校生活に支障をきたすような学校事故が発生している状況にあります。

については、長期休業を控え、改めて平成21年4月2日付け教保体第8-2号「体育活動時における事故防止について（通知）」（高等学校へ通知）、「平成21年度学校体育必携第50号」（体育関係主要通知・通達）を確認、参照の上、特に下記の事項に留意し、指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

1 校外合宿を実施するに当たって

- (1) 校長をはじめとする、指導組織・危機管理体制を確立し、関係教職員全員が連絡を密にし、協力して指導の徹底を図れるようにすること。また、練習場所、宿泊施設等においては、AEDの設置場所の確認や周辺の病院等の把握をしておくこと。
- (2) 合宿計画は、練習内容・活動時間・休養日等を明確にし、短時間で最大効果の上がる練習を工夫し、無理のない活動計画を作成するとともに、生徒並びに保護者へその計画を事前に知らせておくこと。

- (3) 校外行事実施届けは、期限厳守で提出すること。(合宿実施20日前必着)なお、登山の実施届・登山計画書は、登山活動検討委員会を経るので余裕を持って提出すること。
- (4) 生徒の健康状態や、体力・技能を十分把握すること。
特に、学校生活及び運動部活動に慣れていない新生や、入部間もない生徒の健康状況の把握について特段留意すること。

2 落雷事故の防止について

- (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
- (2) 屋外での活動中に落雷の予兆があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断すること。
- (3) 児童生徒にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

※参考資料：日本大気電気学会発行「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」
(<http://www18.ocn.ne.jp/m.f.a/kaminarihogo.pdf>)

3 新型インフルエンザなどの感染症の発生について

- (1) 世界的に発生している新型インフルエンザについては、海外からの帰国者のほか、海外渡航歴のない者であっても感染が確認されている。このため、休業中であっても引き続き活動前の健康観察やうがい・手洗い励行などの実施に努めること。
- (2) 新型インフルエンザが部活動の部員から発生し、部員に感染の機会がある場合は、当該部活動については校外活動を含め概ね7日間は中止とすること。また、その他の感染症であっても、感染の拡大の恐れがある場合は、校外活動などは中止すること。

4 熱中症の防止について

- (1) 学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとること。
- (2) 水分を補給しないと脱水状態になり、体温調節や運動能力が低下するので、暑いときは、一人一人の状況に応じてこまめに水を補給すること。また、汗には塩分が含まれるため、0.2%程度の食塩水(スポーツドリンク等の利用)の補給を行うこと。
- (3) 熱中症の事故は、梅雨明けなど急に暑くなり、身体が暑さに慣れてない時に多く発生する傾向があるので、暑さに慣れるまでは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に身体を慣らすこと。

- (4) 暑いときは、服装は軽装にし、素材も吸湿性や通気性の良いものを選び、屋外で直射日光に当たる場合には帽子を着用するなどして暑さを防ぐこと。
- (5) 暑さへの耐性は個人差が大きいので、特に過去に熱中症を起こしたことがある者、肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者などは、運動を軽くするなどの配慮を行うこと。

また、発熱、下痢、疲労など体調不良の時は、無理に運動をしない・させないこと。

なお、熱中症の発生は気象状況が大きく関係するため、日本気象協会の熱中症予防情報や環境省の熱中症予防サイトなどにより情報収集に努めること。

(参考)

日本気象協会の熱中症予防情報

<http://www.n-tenki.jp/HeatDisorder/>

環境省：熱中症保健指導マニュアル

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html

環境省：熱中症予防情報サイト(暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報)

<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

※「運動部活動 Q&A・Ⅱ」は県教育委員会保健体育課ホームページに掲載

水泳等の事故防止について (通知)

〔教保体第264号〕
〔令和2年5月26日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒等の事故防止について、十分な準備と適切な対応をしていただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月28日付け2ス庁第68号においてスポーツ庁次長から別添(写)のとおり通知がありました。

緊急事態宣言の解除及び段階的な学校再開に伴い、水泳等を実施する学校及び関係機関・団体があるかと存じます。

つきましては、別添通知(写)、下記事項及び参考資料、令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて(通知)」を参考として、関係機関・団体と密接な協力のもとに地域の実情に即した適切な措置をとり、本年度の水泳等の事故防止の徹底を図るようお願いいたします。特に、緊急時にはAEDが確実に使用できるように万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、

貴管下の学校（園）に周知くださるようお願いいたします。

記

1 学校水泳プールの管理の徹底

学校水泳プールについては、「学校プールの安全管理指針」（平成18年8月 平成21年4月一部改訂 埼玉県教育委員会）、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省 国土交通省）における指導・改善・管理事項の徹底を図ること。

- (1) プール指導が始まるまでに、プールの水を全て抜くこと。
- (2) 排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図ること。
- (3) 排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造にすること。
- (4) プール使用時においては、排（環）水口等について、日常からの安全点検及び確認を実施すること。
- (5) 水道使用量を毎日確認すること。

2 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

各学校では、研修等において全教職員で「事故発生時の緊急対応マニュアル」を確認し、事故の際にはそれに基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。

- (1) 心肺停止状態の疑いのある状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従うこと。
- (2) AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- (3) AEDの設置場所を全教職員及び児童生徒が把握するとともに、設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。
- (4) 定期的にAEDのバッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- (5) 事故発生時には、時系列に沿って、状況や対応を正確に把握し記録を残すこと。

3 スタート時の事故防止

プールにおける事故には、スタート時に、逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつける事故が発生していることを念頭に置き、適切な指導を行うこと。

- (1) 体育・保健体育の授業におけるスタートの指導については、学習指導要領に則して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。（学習指導要領においては、小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導することとしていることを踏まえること。）
- (2) 部活動等においても、個人の能力に応じた

段階的な取扱いを重視し、水深や水底の安全を確かめ、入水角に十分注意するなど、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

- (3) 入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

4 安全な水泳等の実施

児童・生徒の発達段階に応じた安全な指導を徹底すること。

- (1) バディシステムの活用を図り、教師の監視や指導の役割をはっきりさせて指導に当たるなど、安全について万全を尽くすこと。
なお、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。例えば、プールサイドで児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ったりすることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。
- (2) 水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5 校（園）外における水泳実施上の留意点

- (1) 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。
- (2) 水泳場には、水泳区域標識、監視所、救急用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。
- (3) 校外において、集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知徹底されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (4) 可能な限りAEDを用意し、緊急時には躊躇することなく使用すること。
- (5) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護策、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
- (6) 幼児の水難事故も多く発生しているので、5(5)の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知徹底を図ること。

6 園児児童生徒の水難事故防止

児童生徒の水難事故が、特に学校の夏季休業

に入った直後に多発する傾向にあることを念頭に置き、適切な指導を行うこと。

- (1) 学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導すること。
- (2) P T Aなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- (3) 園児児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。

【参考資料】

- ・「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」(平成30年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ・「水泳指導の手引（三訂版）」(平成26年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ・「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月 文部科学省)
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ・「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」(平成28年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」(平成28年3月 平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
- ・「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」(平成30年4月24日 消費者安全調査委員会)
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf
- ・令和2年5月20日付け 教保体第236号 学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について（通知）

㊦ 水泳等の事故防止について（通知）

〔 2 ス庁第 68 号 〕
令和2年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各公立高等学校長
各私立高等学校長
各独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
瀧本 寛

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月7日に緊急事態宣言が出され、同月16日に緊急事態措置の対象区域が全国に拡大されたところです。

感染拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、海開きやプール開設等の可否について十分ご検討いただき、水泳等を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大防止策を十分に講じた対応をお願いします。（参考：厚生労働省 HP 新型コロナウイルスについて https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮をお願いします。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御

配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意願います。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今年度の学校教育における水泳の授業の取扱いについて、なるべく早期に別途、お示しする予定です。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排(環)水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排(環)水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生している

ので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁ウォーターセーフティガイド

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

(別紙)

学校における児童・生徒等に対する指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、「学校における水泳事故防止必携(2018年改訂版)」(平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター) https://www.jnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf、「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」(平成26年3月文部科学省) [https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PL6pG6GZ31mbB2pFb1ZpdamkuUGAZsFhsX](https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PL6pG6GZ31mbB2pFb1ZpdamkuUGAZsFhsX&list=PL6pG6GZ31mbB2pFb1ZpdamkuUGAZsFhsX)及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」(平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター) <https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>も参考に安全管理、安全指導等に当たること。

特に、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこととするが、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、水泳部の活動及び高等学校の入学年次の次年以降で、飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力・技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、十分な安全確保が必要であること。その際には、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」及び「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」(http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_02_2.pdf)も参考に、安全な指導を行うこと。

【近年の重大事故の例】

校種	死亡・障害別	事故の状況
高等学校	死亡	水球を行っていた際、頭部により気分が悪くなったため、プールから上がった。着替えのため生徒全員を集合させたところ、本生徒が戻って来ないことに気付き捜索したところ、トイレの個室内で倒れているのを職員が発見した。
高等学校	障害	バタフライ25mのタイム計測の際、プール中ほど付近で泳ぐのをやめ、プール端に向かって歩いてきたが、途中で立つことができなくなってしまった。
小学校	障害	準備運動を終え、冷水シャワーを浴びたところ、急に意識を失い、心室細動を起こした。

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返して行われたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

- 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
- 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
- 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

別添 1

令和元年夏期(7～8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。()内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
令和元年夏期	594人 (107)
平成30年夏期	595人 (117)

【表2】場所別死者・行方不明者

	令和元年夏期		平成30年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	121(6)	50.6%	146(4)	60.3%
河川	92(5)	38.5%	70(7)	28.9%
湖沼池	10(1)	4.2%	13(2)	5.4%
用水路	9(0)	3.8%	12(1)	5.0%
プール	5(2)	2.1%	0(0)	0.0%
その他	2(0)	0.8%	1(0)	0.4%
計	239(14)		242(14)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	令和元年夏期		平成30年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	38(2)	15.9%	39(4)	16.1%
水遊び	42(7)	17.6%	55(8)	22.7%
魚釣り・釣り	67(0)	28.0%	57(0)	23.6%
作業中	8(0)	3.3%	12(0)	5.0%
通行中	9(3)	3.8%	8(0)	3.3%
その他	75(2)	31.4%	71(2)	29.3%
陸上における遊戯・スポーツ中	0(0)	0.0%	1(0)	0.4%
ホート遊び	3(0)	1.3%	2(0)	0.8%
水難救助活動	5(0)	2.1%	10(0)	4.1%
シュノーケリング	4(0)	1.7%	14(0)	5.8%
スキューバダイビング	4(0)	1.7%	6(0)	2.5%
サーフィン	2(0)	0.8%	4(0)	1.7%
その他	7(1)	2.9%	6(0)	2.5%
不明	50(1)	20.9%	28(2)	11.6%
合計	239(14)		242(14)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	令和元年夏期		平成30年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	14	5.9%	14	5.8%
未就学児童	3	1.3%	2	0.8%
小学生	11	4.6%	8	3.3%
中学生	0	0.0%	4	1.7%
高校生又はこれに相当する年齢の者	10	4.2%	11	4.5%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	113	47.3%	126	52.1%
65歳以上の者	88	36.8%	91	37.6%
不明	14	5.9%	0	0.0%
合計	239		242	

別添 2

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度においてスポーツ事故(水泳中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成31年度は速報値

学校種	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	総計
小学校	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	1	1
総計	0	0	0	0	1	1

※学校種は発生校種

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成31年度は速報値

学校種	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	総計
小学校	0	2	1	0	1	4
中学校	3	1	1	2	0	7
高等学校	2	0	2	3	1	8
総計	5	3	4	5	2	19

※学校種は発生校種

水泳指導時における事故防止の徹底について(通知)

【教保体第470号】
平成26年6月11日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長 殿
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

水泳等の事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、昨日、県内小学校プールにおいて水泳の授業中に児童が溺れ、救急搬送される事故が発生しました。

つきましては、平成26年5月19日付け教保体第314号「水泳等の事故防止について(通知)」等を再度確認の上、下記事項に留意し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すようお願いいたします。

記

- 緊急対応マニュアルの確認と見直しについて
事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るため、緊急対応マニュアルの確認、見直しを図ること。
- AEDや救急用具等について
AEDや救急用具、連絡用機器(インターホン・携帯電話等)をプールサイドの所定の位置に配置するか、または、配置場所を明確にし、教職員全員が情報を共有すること。
- 水泳指導時の気温、水温について
水温に関しては23℃以上が望ましい(「水泳指導の手引(三訂版)」平成26年3月文部科学省)が、気温、水温については水泳指導時に必ず確認し、児童生徒の発達段階や当日の体

調、学習内容等を考慮して判断すること。

4 児童生徒の健康状態の把握について

- (1) 日常の健康観察に加え、水泳指導がある日には特に入念に健康観察を行うこと。
- (2) 水泳学習確認カード（プールカード）を活用し、学校と家庭が協力して児童生徒の当日の健康状態を把握するとともに、水泳学習開始直前の児童生徒の健康状態を確認し、事故防止に万全を尽くすこと。
- (3) 児童生徒の持病等については家庭と連絡を密にとり、確認すること。

5 水泳指導について

- (1) 必ず複数の教師で指導を行い、監視や指導の役割をはっきりさせて指導に当たること。
- (2) 児童生徒の様子を観察する位置は、必ず全員が見渡せる位置とし、水面上はもちろん水底にも視線を向けるようにすること。その際、水面が光って見えにくい部分には特に注意を払うこと。
- (3) 指導中の観察については、常に児童生徒の顔色、唇の色、動作、せき、くしゃみ、発言等に注意を払い、異常を早期に発見できるようにすること。
- (4) 指導者全員が水着を着用し、緊急時には、すぐに救助できるようにすること。
- (5) 緊急時に使用するホイッスル等を携帯すること。
- (6) 準備運動、水慣れ等を確実に行うとともに、児童生徒の泳力に応じた指導内容とし、適宜休憩を取らせること。
- (7) 見学者に対しては熱中症等にならないよう、健康面に配慮すること。

「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について（通知）

〔教保体第673号〕
平成18年8月11日

各県立学校長 様

県教育局県立学校部保健体育課長

平成18年8月11日付けで文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり事務連絡がありましたので送付します。

つきましては、同事務連絡を踏まえ、教職員へ周知するとともに、水泳プールの安全確保のための必要な措置を講ずるよう願います。（略）

㊦ 「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について

〔事務連絡〕
平成18年8月11日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県知事
文部科学省関係各独立行政法人の長
各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省所轄各学校法人理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口修資

今夏、水泳プールにおいて、施設の設置、管理における安全確保の不備等による事故が発生したことに鑑み、昨日、「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」（平成18年8月9日設置）において、「プールにおける安全確保のための緊急アピール」（以下「緊急アピール」という。）（別添1）を申し合わせました。

つきましては、別添1中の「プールの安全確保のための緊急自主点検について」の趣旨の了解の上、各プールの管理者の責任において緊急に自主点検を行っていただくよう願います。なお、その際、別添2「水泳プールの安全管理について（依頼）（平成18年8月1日付け18文科ス187号）」をお送りしていた機関については、それに基づく安全点検及び確認の結果等を踏まえ、その結果を施設の入り口等に掲示していただくよう願います。本事務連絡を受けてとられた対応等については、後日、報告をいただく予定ですのよろしく願います。報告内容等については、おって御連絡いたします。

あわせて、別添3を参照に、本事務連絡を関係機関等に広く周知していただくよう願います。

なお、民法法人等の関係団体に対しては、適宜情報提供をお願いします。また、本事務連絡と同旨の通知が、本件の関係省庁より届くことがあることを申し添えます。

従前の別添4の「水泳等の事故防止について（通知）」（平成18年5月29日付け18文科ス第100号）等の通知については、引き続き、その趣旨を徹底し、水泳プールの安全確保について万全を期していただくよう願います。

別添1

プールにおける安全確保のための緊急アピール

〔平成18年8月10日〕
プールにおける事故対策に関する
関係省庁連絡会議 申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を发出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれましては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入り口等に掲示していただくようお願いいたします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のために、積極的に対応していただくよう御協力をお願いします。

（別添）

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者（※）において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

（※管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者）

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】…各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を經由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を經由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を經由した呼びかけ…経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1) 施設関係

①点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための環水口

②点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2) 管理運営関係

①点検対象

- ・監視体制

②点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入り口等に掲示。

（別紙）

プールの安全確保のための緊急自主点検結果
 当〇〇プールは、国の「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」による「プールにおける安全確保のための緊急アピール」を受けた緊急自主点検を行い、施設の安全性を確認しました。
 平成18年8月〇〇日
 プール管理者 〇〇〇〇
 （連絡先：〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）

区分	点検項目	点検結果
施設関係	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか	(例) 堅固に固定されているなど
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されているなど
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っているなど
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

「学校プールの安全管理指針」について(通知)

（教保体第716号）
 平成18年8月25日

各市町村教育委員会教育長 様

埼玉県教育委員会教育長

児童生徒の事故防止につきましては、「小・中学校安全点検要領（四訂版）」等を参考に安全点検を実施し、御指導いただいているところですが、このたび、ふじみ野市大井プールにおける児童吸い込み死亡事故を受け、学校プールの安全管理の徹底を図るため、別添のとおり「学校プールの安全管理指針」を策定しました。

つきましては、学校プールの安全管理について、あらためて貴管内の学校（園）への周知徹底をお願いします。

（学校プールの安全管理指針（略））

体育的活動時の熱中症事故の防止について (通知)

〔教保体第621号〕
令和2年8月17日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校教育活動における熱中症事故の防止については、特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきましては、令和2年4月1日付け教保体第10号「体育的活動時における事故防止について(通知)」にて、周知しているところですが、今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業の影響により、夏季休業期間を短縮したり、8月中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられます。

つきましては、改めて下記事項に留意の上、熱中症事故の防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮した教育活動を実施すること。
- 2 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童・生徒の安全確保を最優先とすること。
- 3 この時期、熱中症は、気温にかかわらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避けること。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努めること。
- 4 体育の授業においては、必ずしもマスクの着用は必要ないこと。
※配慮事項については、令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(通知)」を参照。

【熱中症に関する情報】

- ・厚生省：熱中症関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/
- ・日本気象協会の熱中症情報
<https://tenki.jp/heatstroke/>
- ・環境省：熱中症予防情報サイト(暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報)
<http://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・環境省：熱中症環境保健マニュアル
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ・気象庁：熱中症から身を守るために
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html>
- ・総務省：熱中症情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター：熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?Tabid=114>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会：熱中症を防ごう
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>
- ・令和2年6月30日付け事務連絡「熱中症事故の予防について」
- ・平成2年4月1日付け教保体第10号「体育的活動時の事故防止について(通知)」

落雷事故防止の徹底について(通知)

〔教保体第926号〕
平成28年8月5日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒等の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、平成28年7月19日付け教保体第765号で通知しているところですが、昨日、県西部の県立高等学校グラウンドにおいて、運動部活動中に重大な落雷事故が発生しました。

つきましては、下記留意事項を再確認し、未然に落雷事故を防ぐために、指導の徹底を再度図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 落雷事故の防止について
 - (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
 - (2) 屋外での活動中に落雷の予兆や落雷注意報の発令があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場

所に避難するなど、児童生徒等の安全確保を最優先事項として判断すること。

- (3) 児童生徒等にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

2 落雷に関する情報

- ・ 気象庁：「雷ナウキャスト」(雷と竜巻の短時間予報について)

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・ 気象庁：雷から身を守るには
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder4-3.html>

- ・ 財団法人 埼玉県体育協会：落雷事故対策マニュアル

<http://www.saitama-sports.or.jp/files/science/Thunderbolt>

- ・ 落雷に対する安全対策に関する科学的知見
(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))

㊦ 落雷事故の防止について (通知)

〔 教保体第765号 〕
〔 平成28年7月19日 〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

また、平成28年6月14日付け教保体第530号で通知したとおり、梅雨期及び台風期における防災体制の強化について、指導の徹底を図っていただき重ねて感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から、平成28年7月15日付け28初健食第25号で依頼がありました。

7、8月と雷の発生が多くなることが予想されます。つきましては、通知の内容を確認、参照の上、特に下記事項に留意し、落雷事故を未然に防ぐために、指導の徹底を再度図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

1 落雷事故の防止について

- (1) 活動に際しては、当日の天気予報について、特に大雨や雷雲の発生について事前に調べておくとともに、活動中止の判断を行う責任者を事前に決めておくこと。
- (2) 屋外での活動中に落雷の予兆や落雷注意

報の発令があり、少しでも危険性のある場合は躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒等の安全確保を最優先事項として判断すること。

- (3) 児童生徒にはあらかじめ避難場所を周知するとともに、活動場所の状況確認を行わせること。

2 落雷に関する情報

- ・ 気象庁：「雷ナウキャスト」(雷と竜巻の短時間予報について)

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・ 気象庁：雷から身を守るには
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder4-3.html>

- ・ 財団法人 埼玉県体育協会：落雷事故対策マニュアル

<http://www.saitama-sports.or.jp/files/science/Thunderbolt>

- ・ 落雷に対する安全対策に関する科学的知見
(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策 Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))

㊦ 落雷事故の防止について (依頼)

〔 28初健食第25号 〕
〔 平成28年7月15日 〕

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 } 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
和田 勝 行

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところですが、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事实施中などの学校の管理下において落雷事故が発生している状況(別添参照)にあることから、学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』(文部科学省 平成25年3月改訂)等の資料を参照いただく他、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」及び雷発生の可能性や激しさについて、詳細な地域分布と1時間先まで10分毎の予報を確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されていますので、あわせて参考に御活用く

ださい。

※気象庁ホームページ「雷ナウキャスト」とは
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

本件について各都道府県教育委員会学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては域内の市町村担当課に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、お知らせいただくようお願いいたします。

【参考資料】

- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」(平成21年3月 文部科学省)
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」(平成22年3月 文部科学省)
- 「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改

訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）

（別添）

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

（学校事故事例検索データベース（独立行政法人日本スポーツ振興センター）より）

〔26年度給付〕

○死亡生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

〔18年度給付〕

○被災生徒：高等学校1年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

〔15年度給付〕

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中（徒歩）〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

積極的な気象情報の入手と活用について（通知）

〔教保体第1297号〕
平成28年10月3日

各市町村教育委員会委員長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、台風や上空の寒気等が秋雨前線を活性化させ、これからの季節も、大雨、雷、突風や竜巻等による被害が予想されます。各学校では気象状況の急激な変化を把握し、危険を回避する迅速な対応が求められます。

つきましては、局地的大雨、落雷、突風・竜巻等による事故を未然に防ぐために、別紙を参考にして、これまで以上に積極的な気象情報の入手と活用による安全確保の徹底をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会に置かれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

(別紙)

「積極的な気象情報の入手と活用」

1 気象情報の入手

- (1) 天気予報と気象に係る警報、注意報等の確認

気象庁の天気予報（毎日5時、11時、17時に発表）をテレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等で確認できる。

ア 気象状況で危険がある場合には、警報、注意報が発生予想の数時間前から随時発表されるので、特に注意する。

イ 携帯端末(スマートフォン、タブレット等)、簡易型雷探知機等を活用すると、部活動や校外行事等の屋外での活動中でも、適宜気象情報を入手することができる。

- (2) レーダー・ナウキャスト（気象庁ホームページ）での確認

ア 校外行事や部活動等、屋外で活動する場合は、レーダー・ナウキャストで、強い雨、雷、竜巻の状況や予報を把握することができる。

イ レーダー・ナウキャストでは、気象庁が発表する最新の気象状況を確認することができる。これは、気象状況毎に以下の3つがある。

- ・「降水ナウキャスト」(雨の降る場所や強さを表す。)
- ・「雷ナウキャスト」(雷の発生場所や激しさを表す。)
- ・「竜巻発生確度ナウキャスト」(竜巻等の激しい突風のおそれがある場所や確率を表す。)

- (3) 高解像度降水ナウキャスト（気象庁ホームページ）での確認

実況に近い強雨域を確認できる。また、降水の強さと雷活動度や竜巻発生確度を重ね合わせた情報が入手できる。

- (4) 目視、聴覚等での確認

ア 真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

上記のような気象の変化を察知したら、急な大雨、雷、竜巻の危険がある積乱雲の発達が予想されるので、すぐに避難する。

2 活用方法の例

- (1) 「雷注意報」、「竜巻注意情報」等、自然災害につながる気象情報を入手したら、全校に周知する。

例1 朝の職員打ち合わせや日報等で、全職員に周知する。

例2 職員室前面に設置されている黒板に表示する。

※ 記載例

発表 雷注意報

10月3日昼前から4日未明まで

付加情報 竜巻、ひょう

例3 校舎内複数個所に、移動式案内板を配置し表示する。

例4 発令されている注意報等を、校内放送で知らせる。

例5 小旗や案内板等の設置で、警報や注意報の発令を運動場等の屋外に周知する。

- (2) 部活動や校外行事等、屋外で活動する場合の対応例



気象庁リーフレット「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」より

3 安全確保のため留意点

- (1) 教職員が、屋外で指導中の場合は、雲の動き等の気象状況に留意し、発達した積乱雲を見つけたり雷鳴が聞こえたりした場合は、直ちに屋外にいる児童生徒を校舎内等の建物に避難させ、安全を確保する。また、管理職に報告し、気象情報の共有化と共通指導で全校の安全対策を実施する。
- (2) 気象情報は、屋外の活動だけでなく児童生徒の登下校時の安全確保にも活用する。下校時に気象状況が急変した場合は無理に下校させず、校内待機や集団下校、保護者への引渡しなどを実施する。
- (3) 部活動（校外での練習や練習試合等を含む）や校外活動を実施する際は、気象の急変による計画の変更や中断・中止の判断基準と、それを判断する責任者を事前に確認しておく。

また、万が一の場合の避難方法や AED 設置場所等の確認等、安全対策を万全にしておく。

- (4) 部活動等で他校と共に活動する場合は、予め前述の(3)内容を各校の責任者、引率者間で共通理解し、共通行動がとれるようにする。

【参考】

○通知

- ・「自然災害発生時の児童生徒等の安全確保について（依頼）」
平成27年6月17日付け教保体第621号
- ・「落雷事故の防止について（通知）」
平成28年7月19日付け教保体第765号
- ・「落雷事故防止の徹底について（通知）」
平成28年8月5日付け教保体第926号

○熊谷地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya>

- ・「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」
(リーフレット)
- ・「急な大雨・雷・竜巻 一ナウキャストの利用と防災一」(リーフレット)
- ・「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」(リーフレット)

体罰事故の根絶について（通知）

〔教 県 第 1131 号 〕
〔平成25年2月8日〕

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教職員の不祥事防止につきましては、日頃から、格別の御指導をいただいておりますが、報道によりますと、大阪市立高等学校において、運動部顧問から体罰を受けた生徒が自殺するという痛ましい事故が発生しました。

体罰事故をはじめとする教職員事故の防止につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて、繰り返し注意を喚起し、その徹底に努めてまいりました。本県におきましても、体罰によって懲戒処分等に至る事故が発生しており、たいへん憂慮すべき状況であります。体罰は児童生徒の人権を侵害する許されない行為であるとともに、県民の教育に対する信頼を大きく損なうものであります。

各学校におきましては、下記事項に留意の上、別添「体罰の根絶をめざして」を活用し、職員会議等あらゆる機会を通じて、指導、研修の機会を設け、今後、県民の信頼を裏切る事態を招くことのないよう、教職員に対し、体罰禁止を徹底されるよう御配意願います。

なお、体罰に関する実態調査につきましては、別途通知します。

記

- 1 不祥事を防止するためには、教職員一人一人の倫理意識の確立が不可欠である。管理職及び倫理確立委員は、改めて各学校において、倫理意識の確立に努めること。
- 2 体罰をはじめとする不祥事を未然に防ぐため、積極的に職場内にコミュニケーションの機会を設け、職員相互の理解と信頼を図り、体罰を容認することのない風通しの良い職場づくりに努めること。
- 3 児童生徒や保護者が体罰に係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教育委員会等の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に広報し、周知すること。
- 4 体罰もしくは体罰と思われる不適切な指導について、校内で相談や通報があった場合や教育局等から照会や情報提供があった場合は、当該教職員、児童生徒、保護者、関係教職員等に対する事実確認を早急に実施し、その結果を速やかに教育局に報告すること。
- 5 定期的に職員会議等の場を通じて、服務規律の確保及び不祥事防止の徹底を図ること。教職員への指導の徹底に当たっては、単に文書を回覧するのではなく、必ず、校長から教職員へ指示・伝達すること。

体罰の根絶をめざして

体罰を根絶するためには、教職員一人一人が「体罰は児童生徒の人権を損ない、教育に関する信頼を失わせるもの」であることを厳しく受け止める必要があります。

言うまでもなく、学校教育法で、体罰は明確に禁止されております。教育とは教職員と児童生徒との信頼関係の上に成り立つものであり、体罰は、児童生徒の人権を侵害する許されない行為であります。

各学校においては、教職員一人一人が体罰を自らの問題として真剣に受け止めるとともに、体罰を容認する意識を根絶し、自らの姿勢を正していくことが必要です。そして、体罰は児童生徒の心を傷つけ、人間的誇りを失わせるものであることを、教職員一人一人が深く認識することが大切です。

すべての学校において、「体罰を見過ごしていないか」、「体罰を容認する雰囲気はないか」という観点から全校を挙げて総点検を行い、教職員一人一人が人権意識を一層高め、児童生徒を真に大切にする教育活動を展開するよう強く求めます。

平成25年2月
埼玉県教育委員会

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
の策定について（通知）

活動となるようお願いいたします。

〔教保体第724号〕
〔平成30年7月13日〕

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

このたび県教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、文化部を含む部活動全体を対象とした方針として、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)を策定いたしました。

ついては、各市町村教育委員会におかれましては、県方針を参考として、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定していただくとともに、貴管下の中学校、高等学校及び特別支援学校に周知くださるようお願いいたします。併せて、同学校において「学校の部活動に係る活動方針」の策定と同方針、活動計画等の公表が円滑に進むよう御配意願います。

各県立学校におかれましては、県方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、ホームページへの掲載等により同方針や活動計画等を公表し、教職員、生徒、保護者、学校関係者等への周知を図るようお願いいたします。

なお、上記の「設置する学校に係る部活動の方針」及び「学校の部活動に係る活動方針」を策定するに当たっては、下記の事項に十分御留意ください。また、「学校の部活動に係る活動方針」等の公表後は、順次、運用を開始していただき、平成31年4月1日には、全ての学校でこれらの取組が実施されるよう御配意願います。

記

1 部活動の休養日の設定について

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定すること。

なお、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振替えること。

長期休業中は、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。

2 部活動の活動時間について

平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動とすること。

※なお、各学校において方針の策定や公表が進むまでは、平成28年3月に通知した「効果的な部活動の在り方について」に則り、適切な